

契 約 書 (案)

1	修 繕	貯湯槽用チャンネルカバー (No. 1) 交換修繕
2	数 量	一式
3	修繕代金	¥ _____ 円 (うち消費税及び地方消費税 _____ 円)
4	修繕期限	令和 7 年 9 月 19 日
5	契約保証金	<u> (愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定により決定) </u>

上記について、愛媛県立南宇和病院 院長 村上 晃司 (以下「甲」という。) と
とは、次の条項により契約を締結する。

(修繕期限)

第 1 条 乙は、修繕を頭書の定めにより、完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 2 条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和 25 年政令第 350 号) 第 1 条の 2 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県公営企業会計規程 (昭和 46 年公営企業管理規程第 9 号) 及び愛媛県会計規則 (昭和 45 年愛媛県規則第 18 号) の規定に基づき企業出納員が出納取扱金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(修繕期限の延長)

第 3 条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰すことのできない事由により、修繕期限内に修繕を完了することができないときは、あらかじめその事由を付して、修繕期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

(修繕の完了通知)

第 4 条 乙は、修繕を完了したときは、直ちに、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

(検査等)

第 5 条 甲は、前条の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、甲から修繕内容が頭書の記載と異なる旨の指摘を受けたときは、遅滞なく是正又は改善のうえ、甲にその旨を通知しなければならない。この場合において、甲は、当該通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、第 1 項又は前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対し異議を申し立てることができない。

(修繕代金の支払)

第 6 条 乙は、検査に合格したときは、修繕代金支払請求書 (以下「請求書」という。) を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に修繕代金を支払うものとする。
- 3 甲は、請求書を受理した後その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙に返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

（代理受理の禁止）

第7条 乙は、修繕代金の受領を第三者に委任してはならない。

（契約不適合責任）

- 第8条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - （1） 履行の追完が不能であるとき。
 - （2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3） 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4） 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（履行遅滞の場合における損害金等）

- 第9条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により修繕期限までに修繕を完了することができなかつたときは、修繕期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じ、修繕代金に年5パーセントの割合で計算した額を、損害金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の日数には、修繕の終了通知のあった日から検査を終了した日までの日数（第5条第2項の規定により是正又は改善した場合におけるものを含む。）を算入しないものとする。

（支払及び検査の遅延）

- 第10条 甲は、その責めに帰すべき事由により、約定期間内に修繕代金を支払わなかつたときは、乙に対し前項の支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を加算して支払う。
- 2 甲は、その責めに帰すべき事由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。
 - 3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその越える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（甲の解除権）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、いつでも、本契約の全部又は一部を解除し、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が本契約の履行をしないとき、又は履行の全部若しくは一部が不能となったと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前各号のほか、乙が本契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

(協議解除)

第12条 甲は、自己の都合により、いつでも本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害の確証があり、かつ、乙から契約解除後30日以内に損害賠償の請求があった場合に限り、甲が適当と認める金額を賠償するものとする。ただし、乙の同意をえて解除した場合は、この限りではない。

(契約の変更)

第13条 本契約の内容を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約外の事項)

第14条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県会計規則によるものとし、同規程及び同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1
甲 愛媛県立南宇和病院
院 長 村 上 晃 司 印

乙
